

会計情報

Vol. 586

2025.6

Accounting, Tax & Consulting

実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い(案)」の解説

改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」の概要

2024年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析



Contents

	ページ	
	2	実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い(案)」の解説 公認会計士 豊岳 光晴
	6	改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」の概要 公認会計士 遠藤 和人
会計・監査	9	2024年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析 品質・リスク管理本部 品質統括 サステナビリティ品質統括
	28	ASBJ:企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の修正 『会計情報』編集部
	29	ASBJ:企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準(案)」等の公表 『会計情報』編集部
会計基準等開発動向	30	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	34	新刊書籍のご案内

実務対応報告公開草案第70号 「非化石価値の特定の購入取引における需 要家の会計処理に関する当面の取扱い (案)」の解説

公認会計士 ほうがく みつはる
豊岳 光晴

1. はじめに

2025年3月11日に、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。本公開草案に対するコメント期限は2025年5月30日である。

近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた取組みを活発化させており、当該取組みの1つとしていわゆるバーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）（以下「バーチャルPPA」という。）により取得した非化石価値と別途調達する再生可能電力でない電力を組み合わせることで実質的に再生可能電力を調達したのと同じ効果を得られる手法がみられる。今後も、バーチャルPPAの利用拡大がみこまれるなか、バーチャルPPAに関する会計上の取扱いが明確ではない状況を踏まえ、ASBJは、バーチャルPPAにおいて取引される非化石価値に係る需要家の会計処理に関する当面の取扱いについて検討を行い、本公開草案を公表した。

本稿では、本公開草案の概要について解説する。

2. 範囲

(1) 本公開草案の対象者の範囲

本公開草案では、非化石価値の特定の購入取引における需要家の取扱いを定めることが提案されている（本公開草案第1項）。需要家とは、後述する「本公開草案を適用する契約の範囲」の契約を締結する者のうち、非化石価値を自己使用目的で購入する者をいうとされている（本公開草案第3項(2)）。

本公開草案では、早期の対応が必要であることに鑑み、契約の当事者である需要家及び発電事業者のうち、広範囲に影響があると考えられる需要家のみの会計上の取扱いについて取扱いを定めることが提案されている（本公開草案BC5項）。

(2) 本公開草案を適用する契約の範囲

本公開草案は、非化石価値取引において需要家による非化石価値の転売が想定されておらず、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち概ね次の特徴を有するものに適用することが提案されている（本公開草案第2項）。

- (1) 発電事業者と需要家の相対の契約である。
- (2) 需要家は、発電事業者との間で、契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入する契約を締結する。
- (3) 需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。

本公開草案の提案時点では、非化石価値取引の制度上、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「取引所」という。）が運営する非化石価値取引市場における取引を通じて発電事業者が非化石価値を売却するほか、発電事業者が相対で小売電気事業者又は需要家に売却することが可能とされており、非化石価値を売却することができるのは発電事業者であり、需要家が非化石価値を転売することは想定されていない（本公開草案BC7項）。

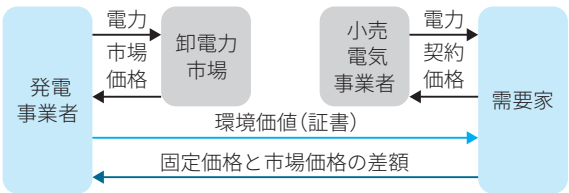
本公開草案を適用する契約は発電事業者と需要家が相対で締結するものであり、需要家は、自己使用目的の下、想定する自社の電力の消費量の範囲内で、当該契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入することを約束し、当該非化石価値を買い取る義務を負うこととなると考えられることを考慮して、本公開草案を適用する契約が有する特徴の提案がされている（本公開草案BC8項）。

なお、本公開草案の開発に際しての提案においては、非化石価値の対価の支払い条件について、発電事業者の収入を固定化するために、発電事業者は契約で指定された再生可能電力発電設備で発電した電力を卸電力市場で売却するとともに、需要家は非化石価値の対価として契約上の固定価格と卸電力市場で決定される電力価格（以下「卸電力市場価格」という。）の差額を発電事業者に支払うことが一般的であるとされており、差金決済が契約の特徴の1つとして挙げられていた。しかしながら、特定の補助金制度を適用する場合には対価の支払い条件

が固定価格となる契約も想定されることから、本公開草案を適用する契約の特徴には含まれていない（本公開草案BC9項）。

本公開草案で想定されている契約の一例を図示すると【図表1】のとおりとなる。当該図表の「環境価値（証書）」、「固定価格と市場価格の差額」のやり取りとして示されている部分が、本公開草案の対象となる取引である。

【図表1】 パーチャルPPAの契約形態



出典：自然エネルギー財団「日本のコーポレートPPA 契約形態、コスト、先進事例」、2021年11月¹6ページ

【図表2】 非化石価値取引の概要（本公開草案BC12項）

(1) 契約の締結	需要家は、発電事業者との間で、指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入する契約を締結する。
(2) 発電事業者による発電	発電事業者は、契約で指定された再生可能電力発電設備で発電を行う。
(3) 発電事業者による電力量の申請	発電事業者は、発電月から2か月後の末日までに、一般送配電事業者から通知された電力量に基づき電力量を国へ申請する。
(4) 国による電力量の認定	国は、取引される非化石価値の信頼性を担保するため、発電事業者から報告を受けた電力量が正確な値であることを認定する。当該認定により、需要家が受け取る非化石価値の量が確定する。認定結果は発電月から3か月後の月末（電力量の申請期限から1か月後）に、国から発電事業者へ通知される。また、国は、認定した電力量を取引所へ通知する。
(5) 発電事業者の口座残高の増加	取引所は非化石価値取引の参加者ごとに非化石価値を管理する口座を設けており、取引参加者は保有する非化石価値の量を確認することができる。取引所は、国から通知された電力量に基づき、取引所が用意するコンピュータ・システム（以下「非化石価値取引システム」という。）において発電事業者の非化石価値の口座残高を増加させる。
(6) 非化石価値の移転	非化石価値は、発電事業者と需要家が契約において合意した日に発電事業者から需要家へ移転する。
(7) 需要家による対価の支払	需要家は、契約で定められた日に非化石価値の対価を発電事業者に支払う。
(8) 需要家の口座残高の増加	取引所は、発電事業者からの非化石価値の移転の申請に基づき、非化石価値取引システムにおいて発電事業者の口座残高を減少させるとともに、需要家の口座残高を増加させる。非化石価値の移転の申請が行われる時期は毎月又は3か月ごとなど個々の契約により異なるが、遅くとも本項(10)の口座の凍結までには当該申請が行われ、取引所は需要家の口座残高を増加させる。
(9) 非化石価値の使用	需要家は、非化石価値を「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）の報告等に使用する。
(10) 口座の凍結	取引所の口座は毎年6月に凍結される。口座の凍結により、非化石価値が失効する。

また、本公開草案では、非化石価値の特徴として、以下の点が挙げられている（本公開草案BC13項）。

(1) 非化石価値は需要家により転売されることが想

3. 実務上の取扱い

(1) 非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務に関する会計処理

本公開草案では、需要家は、発電により生じた、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点において費用処理を行い、対価の支払義務に係る負債を計上することが提案されている（本公開草案第4項及び第5項）。ここで、遅くとも国による電力量の認定時点までに金額を合理的に見積ることが提案されている（本公開草案第4項）。

本公開草案では、本公開草案の提案時点において、非化石価値取引は概ね【図表2】のように構成されると説明されている。

定されておらず、自己使用目的で購入されるため、非化石価値を第三者に売却することによる直接的な経済的便益の流入はないと考えられる。

¹ https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/REI_JPcorpPPA2021.pdf

- (2) 本公開草案の提案時点では需要家に温室効果ガスの排出量の削減義務は課されていないため、当該削減義務を履行するための直接的な将来の経済的資源の流出を削減する効果は有していないと考えられる。
- (3) 非化石価値は、需要家が別途調達する再生可能電力でない電力と組み合わせることで、温対法に基づく温室効果ガスの排出量の報告において削減された温室効果ガスの排出量として報告すること等に使用することができる。このため、間接的にはあるが、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減をもたらす蓋然性があると考えられる。
- (4) 非化石価値は、報告に使用した時点で消滅すると考えられるが、温対法に基づく報告、企業が自らの事業に使用する電力の100%を再生可能電力で賄うことを目指す国際的な取組みであるRE100に係る報告等、複数の報告に使用することができるため、複数の報告に使用する場合には、ある報告に使用しても消滅しないとも考えられる。
- (5) 【図表2】のとおり、発電時点と非化石価値が認定される時点は異なっており、また、発電時点と温対法の報告において非化石価値を温室効果ガスの排出量の削減に充てることができる時点も異なっている²。
- (6) 非化石価値は、引渡しよりも前に使用した電力に係る温室効果ガスの排出量の削減に充てることができるという性質を有しており、この点において棚卸資産等の一般的な財とは異なっていると考えられる³。

本公開草案を適用する契約では、発電時点において将来非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が需要家に生じていることを考慮すると、その時点において需要家が非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務の会計処理を行うことが考えられる（本公開草案BC14項）。

しかしながら、国による電力量の認定時点より前は非化石価値の量が確定していないこと等により発電時点において会計処理を行うことが実務的に困難な場合があることが想定されるため、需要家は、金額を合理的に見積ることが可能となった時点で会計処理を行うことが提案されている（本公開草案BC15項）。

なお、国による電力量の認定により、非化石価値が取

引可能となり量が確定することとなり、また、この時点においては、契約内容や卸電力市場価格等に基づき価格についても見積ることができると考えられるため、遅くとも国による電力量の認定時点までに金額を合理的に見積ることが提案されている（本公開草案BC16項）。

また、前述の非化石価値の特徴として列挙した6項目の(1)～(3)に記載のとおり、非化石価値及び非化石価値を受け取る権利は、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減を間接的にしか捉えることができず、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減をもたらすかどうかについて不確実性があると考えられることから、費用処理することが提案されている（本公開草案BC21項）。

(2) 対価の差金決済を行う場合の取扱い

非化石価値の対価として、契約上の固定価格と卸電力市場価格の差額に契約で指定された再生可能電力発電設備の発電に応じた電力量を乗じて得た金額を発電事業者と需要家との間で決済するという差金決済の場合において、卸電力市場価格が契約上の固定価格を上回ることにより、需要家が対価を受け取ることとなるときは、当該対価を費用から減額することが提案されている（本公開草案第6項）。

ここで、需要家が支払う対価がマイナスとなるのは、卸電力市場価格が契約で合意した一定の価格を上回る場合であり、電力量がマイナスとなって需要家が発電事業者に対して非化石価値を引き渡す義務を負うことはないことを踏まえると、需要家は常に非化石価値を取得しており、その対価はプラスにもマイナスにもなり得るものと考えられる。本公開草案では非化石価値を受け取る権利について費用処理することが提案されていることから、需要家が支払う対価がマイナスとなる場合には、マイナスの対価を費用から減額することが提案されている（本公開草案BC24項及びBC25項）。

4. 開示

本公開草案では、次の理由から、特段の開示を求めないことが提案されている（本公開草案BC28項）。

- (1) 電力関連費用を区分して開示していない実務が多いなか、一般的に電力料金に比べて相対的に少額な非化石価値に関してのみ開示を求めた場合には、電力関連費用の一部のみが開示されることと

2 非化石価値は発電月から3か月後に国により認定されるため、1月から12月の発電に応じた非化石価値は4月から翌年3月にかけて認定されることとなる。さらに、温対法では、4月から翌年3月までに国により認定された非化石価値は需要家が4月から翌年3月までに使用した電力に係る温室効果ガスの排出量の削減に充てるために使用され、報告期限は翌年6月末日又は7月末日までとされている。

3 契約によっては、温対法において使用した電力に係る温室効果ガスの排出量の削減に充てられる期間（4月から翌年3月まで）の後に需要家の非化石価値の口座残高が増加することがあるとされている。例えば、需要家の口座残高の増加が国による電力量の認定が行われた2か月後（すなわち、発電月から5か月後）となる場合があり、このような場合、12月に発電された電力に係る非化石価値については、翌年3月までに使用した電力に係る温室効果ガスの排出量の削減に充てることができるが、需要家の口座残高の増加は翌年5月に行われることとなる。

なり、有用性は乏しいと考えられる。

- (2) 自己使用目的で財又はサービスを購入する長期契約（例えば商品や材料を購入する長期契約）については、本公開草案の提案時点の実務において特段の開示は求められていないと考えられる。
- (3) 本公開草案を適用する契約では、対価の差金決済を行う場合、卸電力市場価格が下落したときは、需要家の支払額が増加することとなるが、支払額は契約上の固定価格が上限となると考えられる。

5. 適用時期等

(1) 適用時期

本公開草案では、適用時期について次のように提案されている（本公開草案第7項）。

- (1) 20XX年4月1日〔2026年4月1日を想定している。〕以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- (2) ただし、公表日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。

本公開草案の適用開始日より前に締結されている契約については、本公開草案の適用により会計処理の変更が生じる場合があると考えられることから、一定の準備期間を確保することが提案されている。ただし、できるだ

け速やかに適用可能とすることへのニーズは一定程度あると考えられることから、早期適用を認めることも提案されている。

(2) 経過措置

本公開草案では、本公開草案を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、適用初年度の期首において既に需要家が非化石価値を受け取る権利を有しており、金額を合理的に見積ることができるものについては、当該金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することが提案されている（本公開草案第8項）。

本公開草案を遡及適用する場合、金額を合理的に見積ることが可能となった時点を事後的に判断する必要があるが、当該判断が困難な場合があると考えられることから、本公開草案の提案では遡及適用は求められていない。ただし、適用初年度の期首において既に需要家が非化石価値を受け取る権利を有しているものについては、当該期首時点において金額を合理的に見積ることが可能かどうかの判断を行うことができると考えられることから、経過措置として適用初年度の期首時点の状況に基づいて会計処理を行うことが提案されている（本公開草案BC31項）。

以 上

改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」の概要

えんどう かずと
公認会計士 遠藤 和人

1. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2025年3月11日に改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「本実務指針」という。）を公表した¹。本実務指針では、組合等への出資者である企業の会計処理について、一定の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができることとされている。

本稿では、これらの概要及び主要な項目について解説する。

2. 公表の経緯・目的

本実務指針第132項では従来から、企業が投資する組合等への出資の評価に関して、当該組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）に従って評価し、当該組合等への出資者である企業の会計処理の基礎とするとされている。この点、金融商品会計基準は、市場価格のない株式について取得原価をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計基準第19項）とされているため、企業が投資する組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、これらについても取得原価で評価することとなる。

当該定めに関して、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されることになり、その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されることが期待されるとして、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するようにすみやかに会計基準を改正

すべきとの要望が聞かれた。

こうした状況を受けて、企業会計基準諮問会議から提言がなされ、これを踏まえ、2023年12月に開催された第516回企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを目的として会計基準の開発が着手され、2024年9月20日に移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「公開草案」という。）が公表された。その後、ASBJに寄せられたコメントを踏まえて検討が行われ、公開草案の内容を一部修正した上で今回の公表に至ったものである。

3. 本実務指針の概要

（1）組合等への出資の会計処理

対象となる組合等の範囲

対象となる組合等の範囲について、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等が想定されたが、それ以外の組合等と明確に区分することは困難であると考えられたため、これを直接定義することは行わず、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価の信頼性を担保する観点から、本実務指針では、組合等の範囲に関して、次の要件を設けている（本実務指針第132-2項）。

- ① 組合等の運営者²は出資された財産の運用を業としている者であること
- ② 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価³していること

また、上記本実務指針第132-2項の定め適用にあたり、組合等への出資者である企業は、当該定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に当該定め適用対象かどうか決定し、当該定めを適用することとした組合等への出資の

1 ASBJのホームページを参照（<https://www.asbj-jp/jp/ikan/y2025/2025-0311.html>）

2 「組合等の運営者」とは、投資事業有限責任組合の形態においては、無限責任組合員が該当するとされている。また、他の法形態に基づく組合等については、投資事業有限責任組合における無限責任組合員と類似の業務を執行する者が該当するとされている（本実務指針第308-3項）。

3 「時価をもって評価している場合」とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合が含まれるとされている（本実務指針第308-3項）。

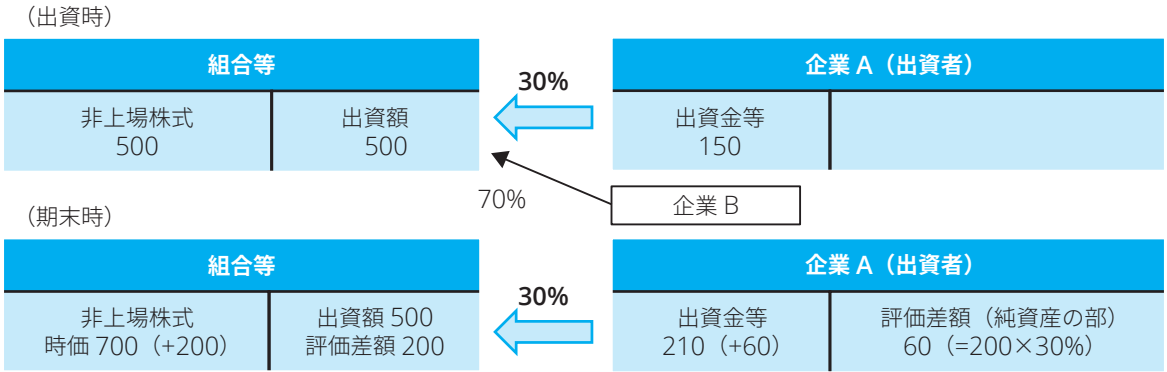
会計処理は、出資後に取りやめることはできないとされている（本実務指針第132-3項）。

会計処理

本実務指針では、上述の①及び②の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式

及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとし、この場合、評価差額の持分相当額については、他の現行基準との内的整合性を重視する観点から、純資産の部に計上することとされている（本実務指針第132-2項）。

【図表1 本会計処理の具体的なイメージ】



(出所) 第526回企業会計基準委員会（2024年5月22日開催）審議事項(3)-1別紙2を参考に筆者作成

※ 上記イメージは、組合等への出資について、持分相当額を純額で取り込む方法（純額法）を適用することを前提としている。

また、本実務指針第132-2項の定めを適用する場合における組合等の構成資産である市場価格のない株式の減損処理について、本実務指針では、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価評価していることを踏まえ、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（本実務指針第92項）に代わり、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（本実務指針第91項）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることとされている（本実務指針第132-4項）。

(2) 注記事項

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）第24-16項は、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価の注記を要しないこととし、その場合、注記していない旨及び時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとされている。

本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等への出資については、これらの注記に併せて、当該定めを適用した影響を財務諸表利用者が理解できるように、次の事項を注記することとされている（本実務指針第132-5項）。

- ① 本実務指針第132-2項の定めを適用している旨
- ② 本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針
- ③ 本実務指針第132-2項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととさ

れている（本実務指針第132-5項）。

(3) 適用時期及び経過措置

① 適用時期

本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針によっては、組合等への出資者の会計処理の基礎とする準備を行うのに時間を要する可能性があると考えられるため、十分な準備期間を確保するように、本実務指針は2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされている。

一方、本実務指針の検討は、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されること等を副次的な目的として開始されたものであり、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズは一定程度あると考えられる。このため、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができることとされている（本実務指針第195-20項）。

② 経過措置

本実務指針では、適用初年度の期首時点において、組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等を決定することとされている（本実務指針第205-2項）。

また、本実務指針では、遡及適用を求めず、適用初年度の期首から将来にわたって適用することとし、適用後の当期純利益等への影響が適切となるように、次の経過措置が設けられている（本実務指針第205-2項）。

(ア) 適用初年度の期首時点において、本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者であ

る企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、適用初年度の期首時点での評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減する。

- (イ) 適用初年度の期首時点において、本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)について時価のある有価証券の減損処理に関する定め(本実務指針第91項)に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、減損処理による損失の持分相当額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

4. おわりに

本実務指針について、公開草案の提案からの主な変更点は次の点であるが、いずれも本質的な変更ではない。

- (1) 組合等への出資者の子会社株式及び関連会社株式は、本実務指針の会計処理の対象外であることの明確化(本実務指針第132-2項、第205-2項)

- (2) 本実務指針第132-2項の要件を設けるべきとした理由の明確化(本実務指針第308-3項)

- (3) 組合等が別の組合等に出資している場合における当該別の組合が保有する市場価格のない株式の取扱いについての明確化(本実務指針第308-5項)
一方で、公開草案において必ずしも取扱いが明確になっていないと考えられた次の点については、特段の対応は行われていない。

- (1) 本実務指針第132-2項の要件を途中で満たさなくなった場合の取扱い
(2) 組合等への出資者である企業において、いわゆる「総額法」を適用している場合の取扱い、及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結財務諸表上の取扱い
(3) 本実務指針第132-2項の定めを適用する場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上するとされているが、その具体的な勘定科目

なお、上記を含め、公開草案に寄せられたコメントに対するASBJの考え方については、「主なコメントの概要とそれらに対する対応」として公表されており、必要に応じて参照いただきたい⁴。

以 上

⁴ ASBJのホームページを参照 (https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2024/2024-0920/comment.html)

2024年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析

品質・リスク管理本部 品質統括 サステナビリティ品質統括

2023年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という）及び企業内容等の開示に関する留意事項について（以下「開示ガイドライン」という）の一部が改正された。本改正により、2023年3月期の有価証券報告書等からサステナビリティ情報の開示が義務付けられている。また、2025年3月5日にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）がサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の確定基準¹を公表している。SSBJ基準は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表しているIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）に整合するわが国のサステナビリティ情報の開示基準であり、将来的に有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示ルールとして制度化されることが見込まれている。

本分析では、開示府令改正2年目の2024年3月期におけるサステナビリティ情報の開示の状況を把握するため、2023年3月期と2024年3月期の有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】を比較し、開示の変化・拡充の状況について定量的な観点から分析した。

留意事項

任意開示は定型の様式がなく、統合報告書、サステナビリティレポート、ESGデータブック、ウェブ開示など媒体も様々であることから、定量情報（指標及び目標）の個数は網羅的にカウントできていない可能性があり、また一部重複したカウントになっている可能性がある。

同様に有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示についても、具体的な記載方法は開示府令で詳細に規定されておらず、企業の取組みの状況に応じて柔軟な記載

が可能な枠組みとされている²ため、指標及び目標などの定量情報が、リスク管理や戦略に含めて記載されている場合がある他、定量情報の個数は網羅的にカウントできていない可能性や、一部重複したカウントになっている可能性がある。

調査の概要

（1）対象となる開示

有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載と、当該記載に関連性が高いと考えられる任意開示を調査の対象とした。

任意開示には定型の様式がなく、様々な開示媒体が存在するため、統合報告書、サステナビリティレポート、ESGデータブック、ウェブ開示などできる限り網羅的に検索を行い、分析対象に含めるようにした。任意開示は2024年10月末時点での情報に基づき分析を行っているため、その後に公表された開示情報は分析対象に含めていない。

（2）対象企業

2024年3月期末時点で、時価総額³が1兆円以上のプライム市場上場企業のうち3月決算企業141社を調査の対象とした。

対象を時価総額1兆円以上の企業としたのは、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、SSBJ基準の有価証券報告書への適用対象、適用時期について、時価総額3兆円、1兆円、5千億円以上の3つのプライム市場上場企業のグループを対象とし、2027年3月期から段階的にSSBJ基準の適用義務化を行うことが検討されている⁴ことによる。開示府令への準拠は時価総額にかかわ

1 SSBJ基準は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（適用基準）、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（一般基準）、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（気候基準）の3つの基準により構成されている。

2 出所：金融庁「令和6年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」P.14

3 2024年3月29日（金）の終値に基づく時価総額による。

4 SSBJ基準は金融庁による法令上の手当てがなされることを前提としているため、適用対象や適用時期についての具体的な定めはない。SSBJ基準の適用対象や適用時期については、金融審議会により設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、現在検討されている。プライム市場上場企業のうち、時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期から、時価総額1兆円以上の企業は2028年3月期から、時価総額5千億円以上の企業は2029年3月期から、SSBJ基準の適用義務化が検討されている。

らず有価証券報告書を提出するすべての企業に求められているが、他の上場企業に比べ早いタイミングでSSBJ基準の適用義務化が予想される時価総額1兆円以上の企業を対象とすることで、SSBJ基準の適用を見据えた先進的な開示がどの程度進んでいるかを把握する。

また、決算月については、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示がどのように変化・拡充したかを分析するため、開示府令改正2年目となる3月決算を対象を絞った。

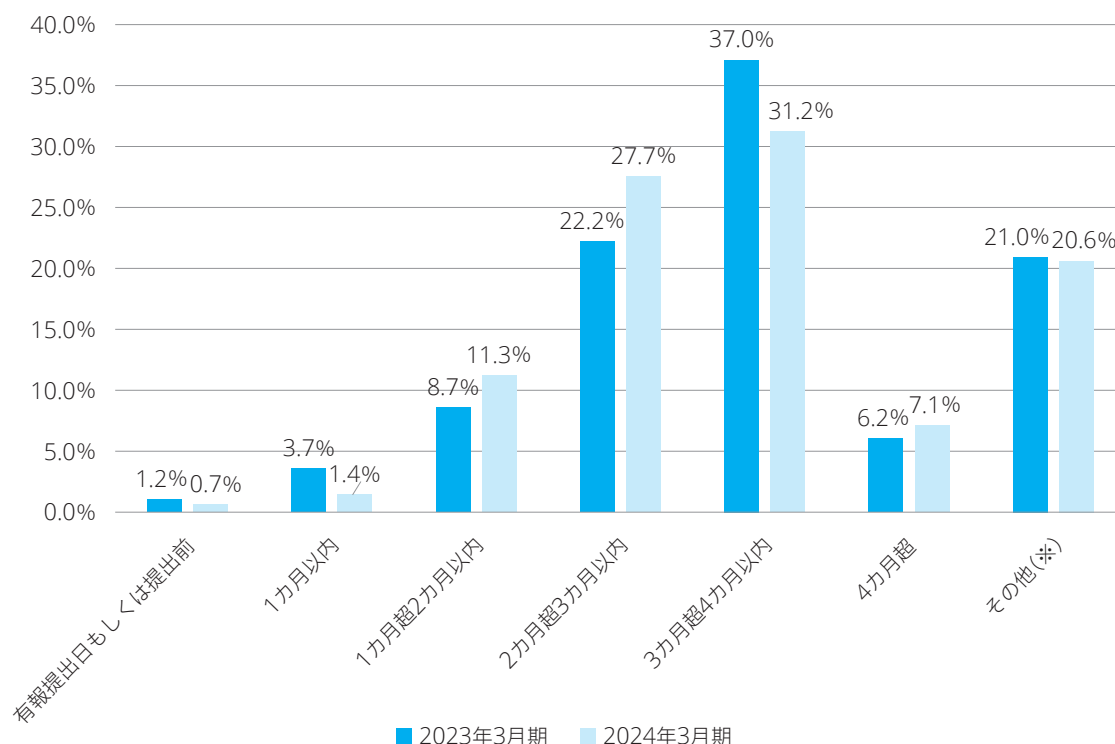
比較対象とする2023年3月期の有価証券報告書については、2024年3月期の分析対象と同じとする。ただ

し、2023年3月期の任意開示については、2023年に実施したサステナビリティ情報の開示分析⁵で使用したTOPIX構成銘柄100社のうち、3月決算企業81社の任意開示の分析結果のみを用いている。

(3) 対象企業の任意開示の公表時期

任意開示には公表期限はないが、ISSB基準やSSBJ基準では、財務諸表とサステナビリティ情報は同時に開示することが求められている。有価証券報告書の提出と同時期に任意開示を公表している企業は2023年3月期も2024年3月期もごく少数であった（【図表1】参照）。

【図表1】有価証券報告書提出から任意開示（統合報告書等）公表までの期間



※ その他には、サステナビリティ情報に関する任意開示を公表していない企業、あるいは公表日が任意開示の報告書等から読み取れなかった企業を集計している。

どちらの年度も約7割の企業が、有価証券報告書提出から4か月以内に任意開示を公表している。しかし、その内訳を見ると、3か月以内に任意開示を公表している企業が、2023年3月期は35.8%であるのに対し、2024年3月期は41.1%となっている。前述の「(2)対象企業」の通り、任意開示の分析対象とした企業の母集団が2024年3月期と2023年3月期で異なっているため、一概には任意開示の公表が早期化されているとまではいえないが、有価証券報告書提出から任意開示公表までの平均日数は、2023年3月期が86.2日、2024年3月期が83.8日と短縮している。

参考

近年、サステナビリティ情報に対する投資家の注目度

が高まってきていることを受け、従来から公表していた統合報告書に加え、サステナビリティレポートを開示している企業も多い。2024年3月期の分析対象企業では、2024年12月末時点で約8割の企業が統合報告書を公表しており、統合報告書を公表している企業の約7割がサステナビリティレポートやESGデータブックなども併せて公表していた。これらの開示媒体は作成目的が異なるが、開示される情報は重複することも多い。そのため、投資家等の情報利用者向けに、有価証券報告書、統合報告書、サステナビリティレポートなどの複数の開示媒体の位置づけや関係性について、任意開示書類の冒頭で説明している企業も複数見られた。

⁵ 出所：有限責任監査法人トーマツによる分析「サステナビリティ開示の進捗状況」（2023年12月）

有価証券報告書のサステナビリティ情報開示の定量的分析

分析のポイント

2024年3月期は、開示府令改正2年目になることから、企業によるサステナビリティ情報の開示が、どのように変化したかを定量的な観点から把握する。

分析結果概要

- 時価総額1兆円以上のプライム市場上場企業の多くは、サステナビリティ情報の開示に対して前向きな取組みを進めており、一部先進的な取組みを進める企業もあることが改めて確認された。
- 開示の出発点となる重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の評価については、これまでの任意開示における企業独自の切り口を生かしながら、制度開示である有価証券報告書における開示にどのように対処していくべきか、多くの企業が試行錯誤を続けている状況が識別された。
- 温室効果ガス（以下「GHG」という）排出の開示については、多くの企業が排出量の定量的な情報を開示し始めていることが確認されたものの、対象とするScope、集計範囲、実績値の開示年度などについては課題が識別されている。

- 人的資本の開示についても、多くの企業が前年度よりも開示を拡充しているものの、集計範囲、実績値の開示年度などについては同様に課題が識別されている。
- 有価証券報告書におけるSSBJ基準に基づく開示の義務化は、時価総額に応じた段階的な導入になることが見込まれており、今回の分析結果を踏まえても、段階的な対応は現実的であると思われる。将来的にはプライム市場上場企業はすべてSSBJ基準に基づく開示が要求される可能性が高いことを踏まえると、すべてのプライム市場上場企業にとって、今後早い段階で計画的な対応を進められるかどうかが鍵になってくるといえよう。

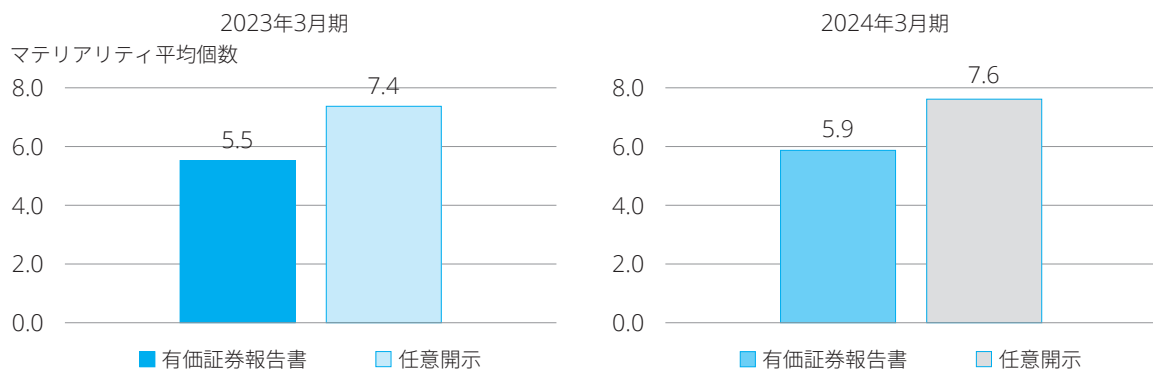
1. 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）

(1) 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の数

① 平均開示個数

有価証券報告書と任意開示の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の数の平均は【図表2】の通りであり、ともに2023年3月期から若干増加している。

【図表2】 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の数の平均個数



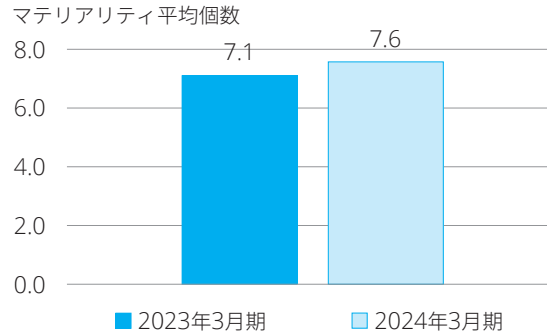
② 任意開示との比較

有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業は、2023年3月期は分析対象企業の65.4%（53社）、2024年3月期は分析対象企業の63.1%（89社）と割合に大

きな変化は見られなかった。

これらの企業が有価証券報告書で開示している重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の平均個数は、2023年3月期7.1個、2024年3月期7.6個であった（【図表3-1】参照）。

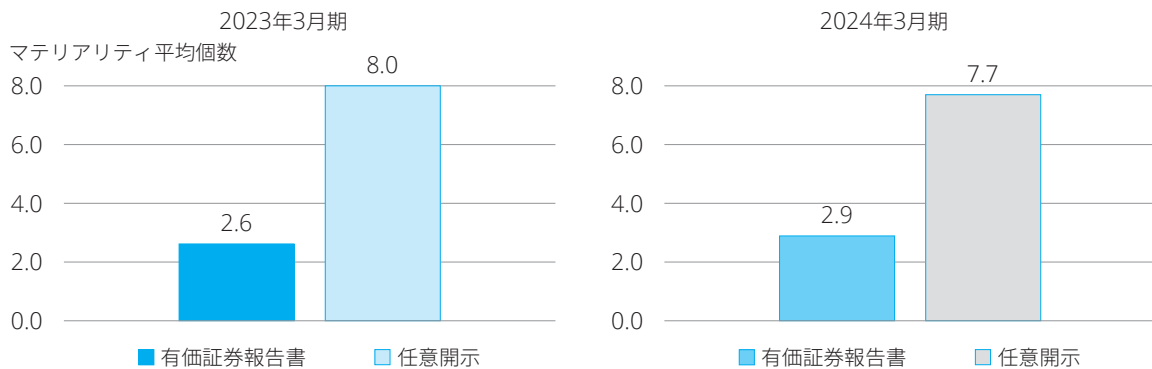
【図表3-1】 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の平均個数（有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業）



一方、有価証券報告書と任意開示で、異なる重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業では、重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示平均個数は、2023年3月期では有価証券

報告書が2.6個、任意開示が8.0個、2024年3月期では有価証券報告書が2.9個、任意開示が7.7個（【図表3-2】参照）と、ともに有価証券報告書における開示個数が任意開示に比べて大幅に少ない状況であった。

【図表3-2】 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の平均個数（有価証券報告書と任意開示で異なる重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業）



これは以下のような観点から、重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を改めて整理検討した結果、開示項目を絞り込んだものと考えられる。

- 任意開示は投資家以外の幅広いステークホルダーを対象としているのに対して、有価証券報告書は投資家等に対象が絞られる。
- 有価証券報告書で開示した場合には、誤りがあると訂正や罰則の対象となりうるため、開示の要否についてより慎重に判断し、情報の信頼性が確保できる項目に絞り込んで開示している。

なお、有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業が2024年3月期の分析対象企業の63.1%（89社）あることに留意が必要である。任意開示の実務で進んできたサステナビリティ情報の開示を法定開示である有価証券報告書に取込むにあたっては、企業ごとにアプローチが異なり、試行錯誤している状況がうかがえる。

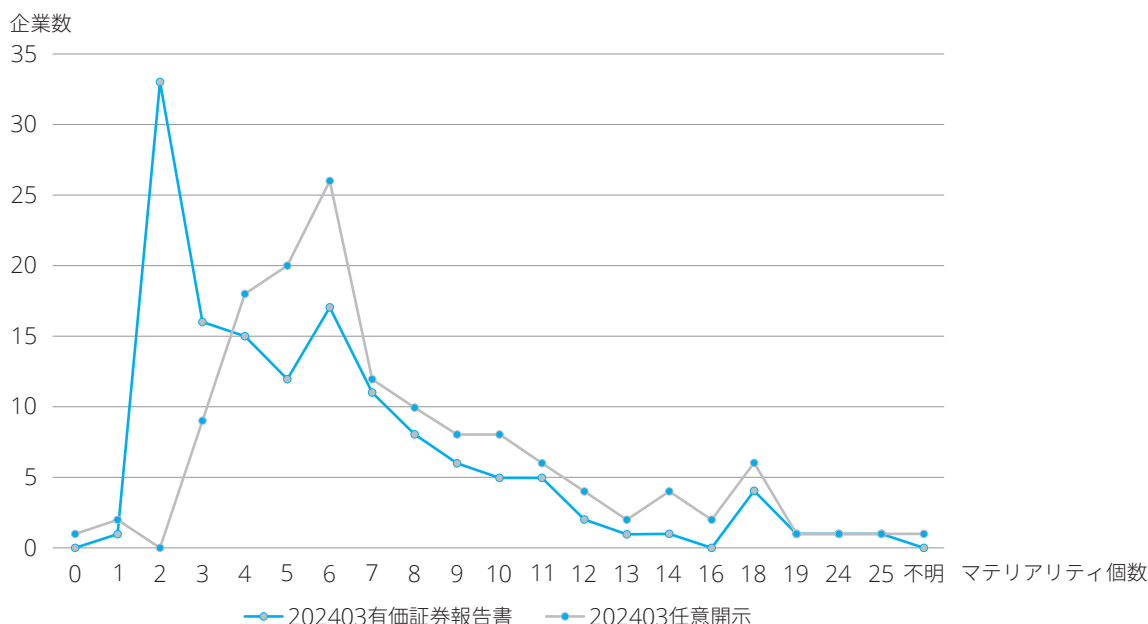
（2）重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の内容

① 有価証券報告書

2024年3月期の有価証券報告書では、ほとんどの企業が人的資本と気候変動に関連する課題を重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）として開示している。

開示個数別に見ると、この2個のみを開示している企業の割合が最も高く、分析対象企業の約四分の一を占めている（【図表4】参照）。この傾向は2023年3月期から変化がなかった。また、開示個数が3個から5個の企業においては、人的資本と気候変動に加え人権やガバナンス、生物多様性などに関連する重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業や、気候変動や人的資本に関連する重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を細分化して開示している企業も複数見られた。

【図表4】 有価証券報告書と任意開示の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）個数分布（2024年3月期 141社）



② 任意開示との比較

2024年3月期の任意開示における重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示個数は、大きなばらつきがあった。開示個数が4個から6個の企業が分析対象企業の5割弱を占めている一方で、10個以上を開示している企業も3割弱あった（【図表4】参照）。

任意開示ではこれまでの実務を踏まえ、企業ごとに開示方針が異なり、GRI⁶、SASB⁷、SDGs⁸など参照しているフレームワークも異なることから、各企業の創意工夫が読み取れる。反面、有価証券報告書のように他社比較を効率的に行うことが難しくなっている。例えばある企業ではひとつの抽象的なマテリアリティ項目が様々なマテリアリティテーマを包含しており、他の企業ではそれが単独のマテリアリティ項目として細分化されて開示されている。このように単純に重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示個数を比較しても有用性があまり高くないことが分かる。また、有価証券報告書での開示個数が7個以上になると、有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業が多くなる傾向が見られた。ただし開示個数が3個から4個の企業であっても、141社中18社が有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示しており、企業によって重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示の粒度が異なることがうかがえる。

③ 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の見直し状況

2024年3月期の有価証券報告書における、個社の重

要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示個数が前年から増加している企業は、分析対象企業の約6割であった（【図表5】参照）。増加の要因として、人権や自然資本、生物多様性への対応などを2024年3月期の有価証券報告書から開示する企業が増えてきたことも一因と思われる。また、重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示個数が同じであっても、見直しにより異なる内容を開示している企業も複数見られた。

【図表5】 2024年3月期の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）開示個数の増減（2023年3月期比）

	企業数	割合
開示個数の変化なし	47社	33.3%
増加	79社	56.0%
減少	15社	10.7%

2. 指標及び目標の開示の経年比較

本項では、定量的な観点から2024年3月期と2023年3月期の有価証券報告書を比較し、サステナビリティ情報の開示における指標及び目標の開示が、どのように変化したかを分析する。

有価証券報告書で記載が求められている指標及び目標とは、「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう」とされている⁹。戦略並びに指標及び目標は、有価証券報告書での開示が望ま

6 GRI : Global Reporting Initiative (グローバル・レポーティング・イニシアティブ)

7 SASB : Sustainability Accounting Standards Board (サステナビリティ会計基準審議会)

8 SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

9 開示府令第2号様式（記載上の注意）(30-2) b

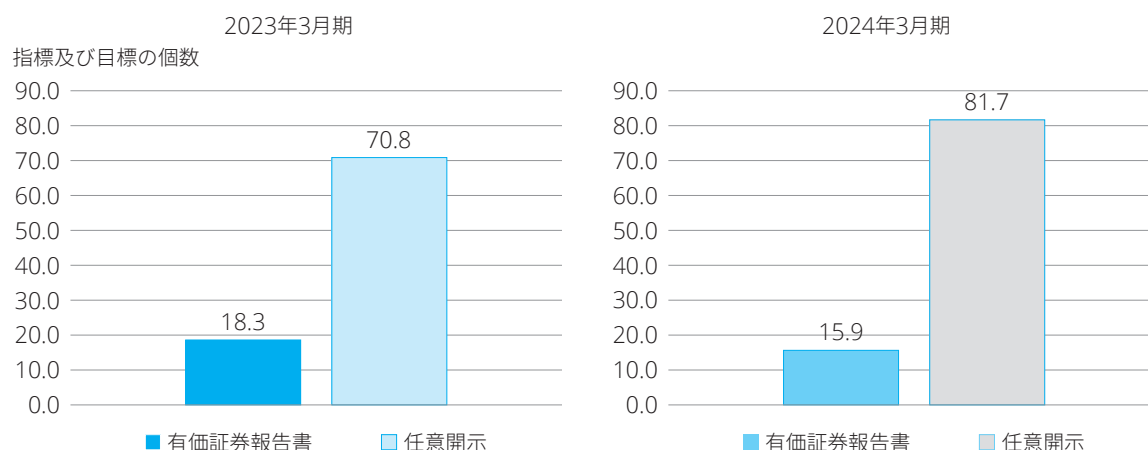
しいものの、各企業がガバナンスとリスク管理の枠組みを通じて、重要性を判断して開示することが求められている¹⁰。また、人的資本（人材の多様性を含む）については、重要性にかかわらず、戦略並びに指標及び目標を開示するとされている¹¹。なお、指標と目標に加えて、目標に対する実績、実績に対する評価及び目標の達成時期について記載することが有用と考えられるため¹²、本

分析では実績値も含めてカウントしている。

（1）任意開示との比較

有価証券報告書と任意開示におけるサステナビリティ情報の指標及び目標の平均個数は以下の通りであり、有価証券報告書と任意開示では開示個数に大きな差が生じている（【図表6-1】参照）。

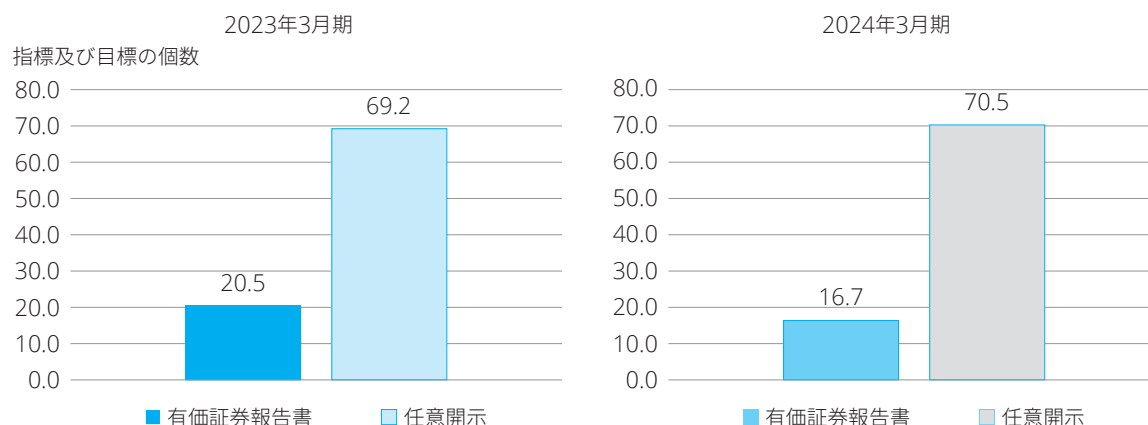
【図表6-1】 指標及び目標の数



有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業においても、有価証券報告書と任意開示の指標及び目標の平

均個数は大きく異なっており、有価証券報告書の指標及び目標の開示が限定的となっていることがうかがえる（【図表6-2】参照）。

【図表6-2】 指標及び目標の数（有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業）



有価証券報告書と任意開示で異なる重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業にお

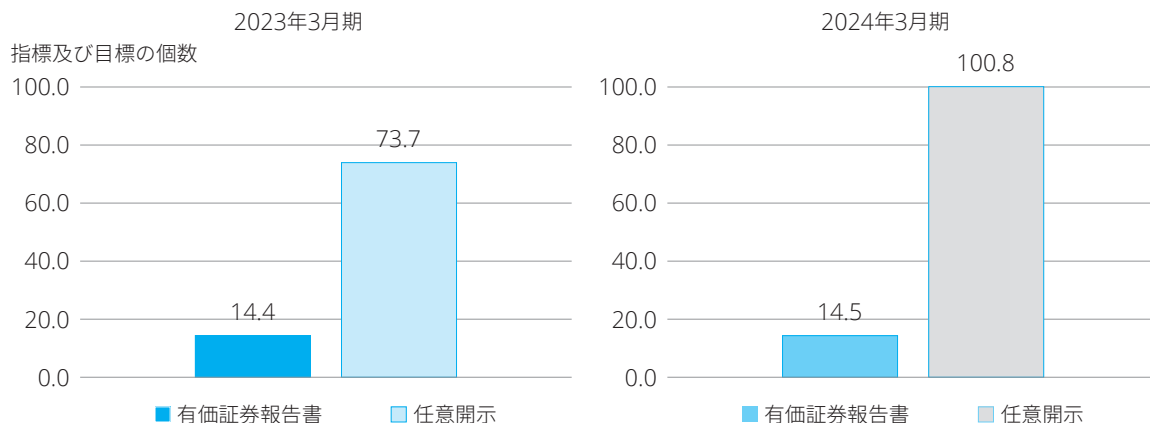
いても、同様の傾向となっている（【図表6-3】参照）。

¹⁰ 出所：金融庁「記述情報の開示に関する原則（別添）ーサステナビリティ情報の開示についてー」サステナビリティに関する考え方及び取組

¹¹ 開示府令第2号様式（記載上の注意）（30-2）a、c

¹² 出所：金融庁「記述情報の開示の好事例集2024 1.「全般的な要求事項」の開示例」投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント（全般的な要求事項2/2）

【図表6-3】 指標及び目標の数（有価証券報告書と任意開示で異なる重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業）



有価証券報告書での指標及び目標の開示が、任意開示に比べて限定的となっているのは、以下のような要因が考えられる。

- 任意開示は企業の判断により公表日を決められるため、時間をかけて実績値等を算定することが可能である。一方、有価証券報告書は提出期限¹³があるため、それに間に合うよう作成する必要があるため、提出期限までに実績値等の算定が間に合わない指標は開示することが難しい。
- 有価証券報告書で開示した場合には、誤りがあると訂正や罰則の対象となりうるため、開示の要否についてより慎重に判断し、情報の信頼性が確保できる指標及び目標に絞り込んでいる。

令和5年度及び令和6年度有価証券報告書レビュー結果において、課題として戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない点が金融庁から指摘されている（令和5年度課題④、令和6年度課題⑥）。適切ではないと考えられる事例として、統合報告書では、識別した重点課題に関する戦略や指標及び目標を開示しているが、有価証券報告書では、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標が記載されていなかった事例が示されている。本事例は、会社への質問等の結果、当該戦略や指標及び目標は重要なものであり、開示府令で有価証券報告書においても開示が求められている事項に該当することが判明したため、課題のある事例とされたものである。

重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきであると考えられる」としていることや「その事項が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていることなどを参考にすることが考えられる。例えば、有価証券報告書において気候変動関

連の戦略並びに指標及び目標について重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、他の公表資料（統合報告書やウェブサイト等）では、気候変動を重要な課題として識別したうえで、関連する戦略並びに指標及び目標について開示しているような場合には、媒体ごとに目的や想定利用者が異なるため、重要性の判断にも相違が生じるということなどが考えられるものの、本来であれば有価証券報告書に記載すべきと考えられる重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性があるため、留意が必要である。また、令和6年度有価証券報告書レビュー結果において、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である、という点も金融庁から指摘されており（令和6年度課題④）、あわせて留意が必要である。

有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業では、2024年3月期で開示した指標及び目標の数が2023年3月期と比べ、有価証券報告書では減少しているが、任意開示では増加しているという反対の変動が生じている（【図表6-2】参照）。これは、開示府令改正2年目となり、サステナビリティに関する企業の取組みを分かりやすく開示するため、有価証券報告書で開示する指標及び目標を、重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）に紐付いており、かつ企業価値向上に資する具体的な施策に関するものに絞るなどの見直しを行ったことなどが要因として考えられるが、引き続き各企業において試行錯誤が続いているものと考えられる。

（2）気候変動に関する指標及び目標（GHG排出）の開示

気候変動に関し重要と考えられる指標及び目標として、GHG排出がある。本項では、開示府令改正2年目の2024年3月期において、GHG排出の開示（GHG排出

¹³ 金融商品取引法24条1項により、上場会社は決算日から3カ月以内に内閣総理大臣（財務局長）へEDINETで有価証券報告書を提出することが求められている。

量やGHG排出削減量、削減割合の開示を含む。以下同じ)がどの程度進んでいるか、定量的な観点から分析する。具体的には、2024年3月期の有価証券報告書について、①実績値の開示状況、②実績値の開示年度、③比較年度の実績値の開示状況(実績値を何期分開示しているか)、④集計範囲(バウンダリー)、⑤任意開示の参照、⑥第三者による保証もしくは検証(以下「保証等」という)の有無について分析を行った。

開示府令等にはGHG排出の開示に関する具体的な記載事項の定めがない。しかし、開示府令の改正と同時に金融庁より公表された「記述情報の開示に関する原則(別添)ーサステナビリティ情報の開示についてー」では、望ましい開示に向けた取組みとして、「GHG排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1(事業者自らによる直接排出)、Scope2(他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出)のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待される」との考えが示されている。また、Scope3(Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者

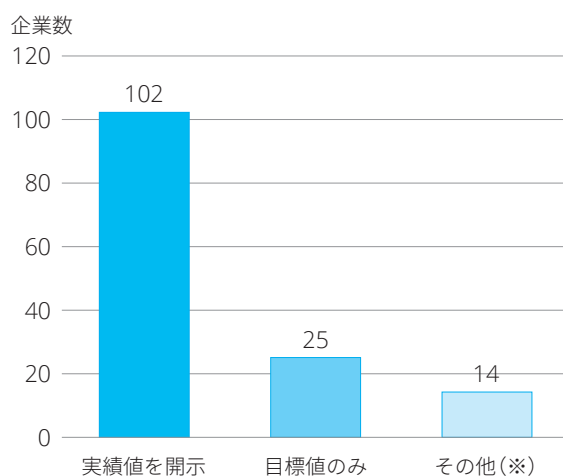
の活動に関連する他社の排出))についても、企業のバリューチェーンを把握し、気候変動に関するリスクや機会についての有用な情報を投資家に提供する重要な情報であり、開示することが有用と考えられる、とされている¹⁴。

なお、分析対象を2024年3月期の有価証券報告書に絞ったのは、2023年3月期の有価証券報告書提出企業では、開示府令適用初年度ということもありScope1又は2について言及している企業が約2割¹⁵と、GHG排出の実績値の開示について企業が慎重になっていたと思われる状況のため、経年比較を行うより、直近の2024年3月期の開示の状況を分析する方が有意な示唆が得られると判断したためである。

① 実績値の開示状況

2024年3月期の有価証券報告書で分析対象とした企業のほとんどが、気候変動対応に関連しGHG排出について何らかの開示を行っているが、GHG排出の実績値を開示している企業は、102社と分析対象企業の約7割であった。また、実績値は開示せず目標値のみを開示している企業は、25社であった(【図表7】参照)。

【図表7】 GHG排出実績値の開示状況



※ その他には、GHG排出の指標(実績値もしくは目標値)の開示を省略している企業に加え、GHG排出について定性的な情報のみを開示している企業も含めて集計している。

また、戦略並びに指標及び目標の記載を省略している企業において、気候変動が自社に及ぼす中長期的な影響について、シナリオ分析の評価結果を開示したうえで、「重要な影響がないことを確認しているため、戦略並びに指標及び目標の記載を省略している」旨を開示している企業も見られた。

(a) GHG排出の3つの区分による開示

SSBJより公表されているサステナビリティ開示テーマ別基準第2号気候関連開示基準(以下「気候基準」という)では、GHG排出について「GHGプロトコル(2004年)」で用いられている定義を採用して、3つのスコープ(Scope1、Scope2、Scope3)を報告企業の視点から定義したうえで、当報告期間中に生成したGHG排出の絶対総量について3つのスコープに区分し

¹⁴ 出所：金融庁「記述情報の開示の好事例集2023」投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント(気候変動関連1/2)

¹⁵ 出所：有限責任監査法人トーマツによる分析「サステナビリティ開示の進捗状況」(2023年12月)。母集団は2023年3月期の有価証券報告書の提出会社2,141社

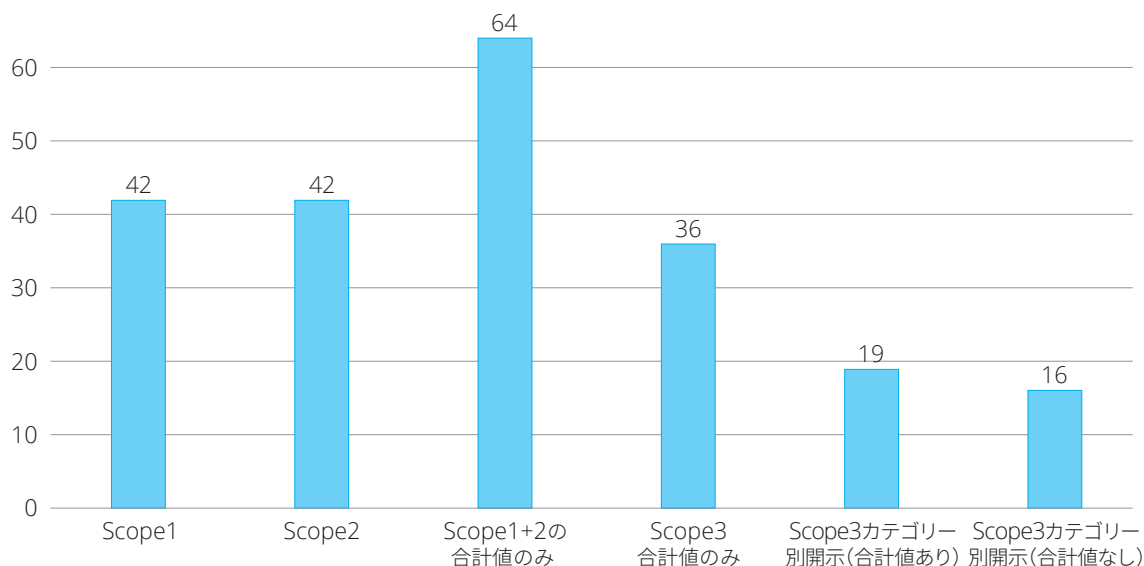
て開示しなければならないとしている（気候基準6項(4)(5)(6)、47項、BC111項）。

2024年3月期の有価証券報告書では、GHG排出の実績値を開示していたのは分析対象企業の7割超の企業であった（【図表7】参照）。実績値は、Scope1と2の合計値のみを開示している企業が最も多く、全体の5割弱（64社）であった（【図表8】参照）。また、Scope1の

実績値を開示している企業は、Scope1だけではなくScope2の実績値も併せて開示していた。

Scope3については、分析対象企業の約四分の一の企業が合計値のみを開示していたが、合計値の内訳としてカテゴリー別の開示を行っている企業や、合計値の開示は行わずに特定のカテゴリーのみの開示を行っている企業もあり、開示の仕方や範囲は多様であった。

【図表8】 GHG排出のScope別の実績値の開示の状況



Scope3については、Scope1、2と比べて、有価証券報告書における開示が少ない傾向がある（【図表8】参照）。これについては、以下のような要因が考えられる。

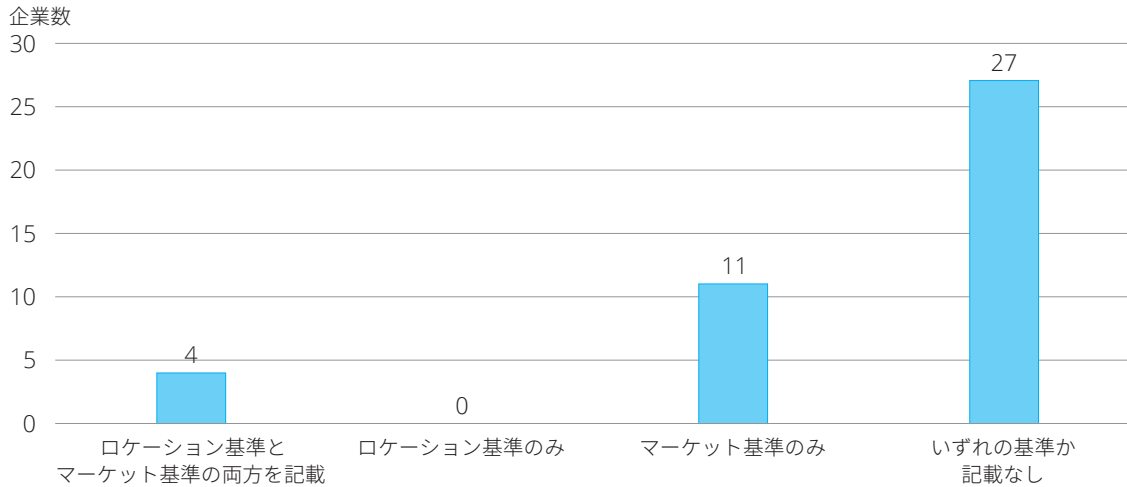
- Scope3に関する定量情報は、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められる性質を有している。
- そのため、
 - バリューチェーン上の情報を網羅的に収集することは、実務上困難である。
 - 情報の信頼性の確保がScope1、2に比べて難しく、有価証券報告書で開示したScope3に関する上記の定量情報が事後的に誤りであることが発覚した場合には、有価証券報告書の訂正や罰則の対象となる可能性があるため、情報の信頼性が確保できる指標に開示を絞り込んでいる。
 - Scope1、2に比べて、算定プロセスが複雑であり、情報の網羅性や見積りの適切性など信頼度の高い算定方法を検討中である会社も多い。

(b) Scope2の測定方法の開示状況

Scope2の測定方法には、ロケーション基準とマーケット基準という2つの考え方がある。気候基準では、Scope2について、ロケーション基準によるGHG排出量を開示しなければならない（気候基準53項）としたうえで、これに加え、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該契約証書に関する情報、あるいはマーケット基準によるScope2排出量、のいずれかを開示しなければならないとしている（気候基準54項）。ロケーション基準は、地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いる方法であるのに対し、マーケット基準は、電気等の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがある）及び分離された契約証書の内容を測定に反映する方法である。計算に用いる排出係数が異なるため、どちらの基準に基づくかにより実績値が変わる。そのため、Scope2の測定方法は投資家にとって重要な情報となる。

2024年3月期の有価証券報告書でScope2の実績値を開示している企業（42社）のうち、測定方法を開示している企業は約4割であり、測定方法を開示していない企業のほうが多かった（【図表9】参照）。また、ロケーション基準とマーケット基準の両方の測定方法による実績値を開示している企業は4社であった。

【図表9】 Scope2の測定方法の開示



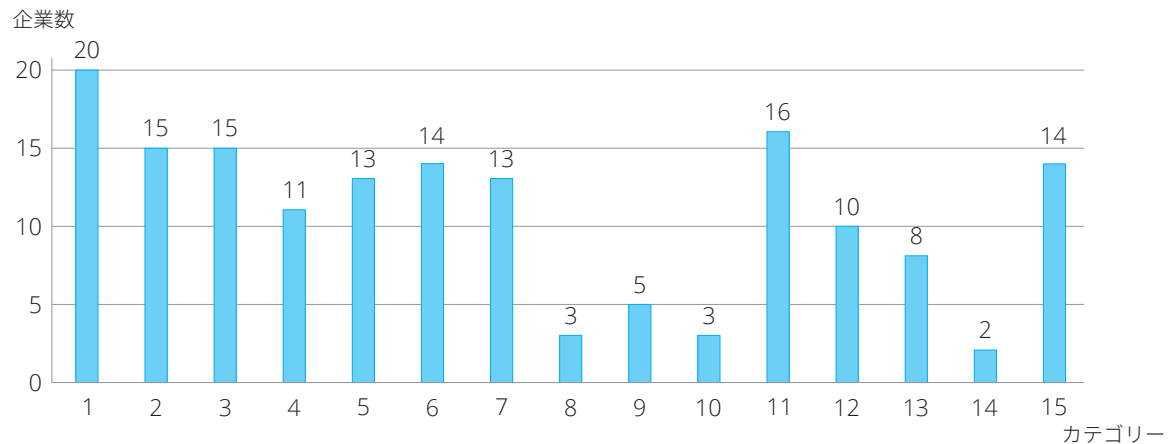
(c) Scope3のカテゴリー別の開示状況

気候基準では、Scope3については、「スコープ3基準(2011年)」に記述されているスコープ3カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならないとしている(気候基準55項)。2024年3月期の有価証券報告書でカテゴリー別に実績

値を開示していたのは分析対象企業の約四分の一の35社であった(【図表8】参照)。

Scope3の実績値をカテゴリー別に開示している35社(【図表8】参照)において、開示されているカテゴリーは【図表10】の通りである。うち、19社については、Scope3の合計値も併せて開示されていた。

【図表10】 Scope3カテゴリー別の開示状況



企業によって重要なカテゴリーは異なるため、カテゴリー別の開示においては、業種ごとに異なる傾向が見られた。例えば、製造業のように原料を仕入れて製造・販売を行う企業においては、一般的にカテゴリー1(購入した財及びサービス)、4(上流の輸送及び流通)、11(販売した製品の使用)、12(販売した製品の廃棄処理)が重要になることが多く、自社製品使用時にエネルギーを使用する企業においては、一般的にカテゴリー11(販売した製品の使用)が重要になることが多いと思われる。また、金融機関においては、カテゴリー15(投資)が重要なカテゴリーになることが多いと思われる。

また、カテゴリー別の開示を行っている企業においては、特定のカテゴリーのみを開示している企業が多かったが、開示をしていないカテゴリーについて、ゼロとして開示している企業も見られた。開示対象外としたカテ

ゴリーについては、その理由を開示することが望ましい。

なお、Scope3に関する定量情報について、事後的に誤りがあることが発覚した場合の扱いについては、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、現在開示ガイドライン等の改正が検討されている。具体的には、企業の積極的なサステナビリティ情報の開示を促すため開示ガイドラインを改正し、一定の要件を満たした場合には、虚偽記載等の責任を負わないことを明確にする提案等がされている。

② 実績値の開示年度

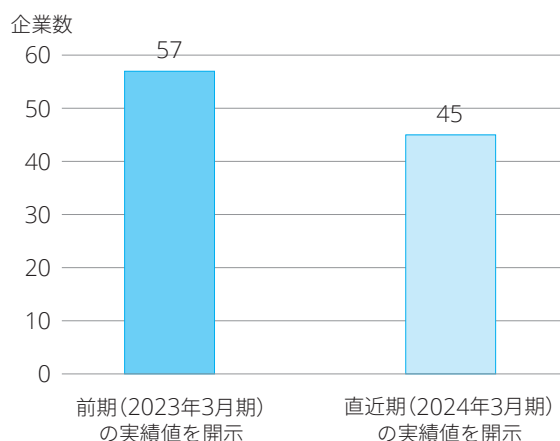
GHG排出の指標について、有価証券報告書の提出までに実績値の集計が間に合わないような場合は、概算値

や前年度の情報を記載することも可能とされている¹⁶。2024年3月期の有価証券報告書で実績値を開示している102社のうち、45社が最新の2024年3月期の実績値を開示、57社が1年前の2023年3月期の実績値を開示している（【図表11】参照）。

また、Scope1及びScope2については、最新の2024年3月期の実績値を開示しているが、Scope3について

は、1年前の2023年3月期の実績値を開示している企業も複数見られた。Scope3は、バリューチェーン上の自社の統制の及ばない他社の情報の入手や見積りを用いた算定などが必要となるため、Scope1及びScope2より算定に時間を要することも、その要因となっていると思われる。

【図表11】 2024年3月期の有価証券報告書における実績値の開示年度



集計にあたっては、開示しているGHG排出の実績値がScope1、2、3の区分により異なる年度となっている場合、2024年3月期の開示が含まれている場合には2024年3月期の開示として集計している。2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業において、GHG排出の実績値が直近期（2024年3月期）よりも前期（2023年3月期）の開示が多いのは、以下のような要因が考えられる。

- 有価証券報告書の提出までに直近期の実績値の算定が間に合わない。
- 有価証券報告書の提出までに直近期の実績値の算定が間に合う場合でも、情報の信頼性確保のため、有価証券報告書提出後に実施する第三者により保証等

を受けた数値を有価証券報告書で開示する方針としている。

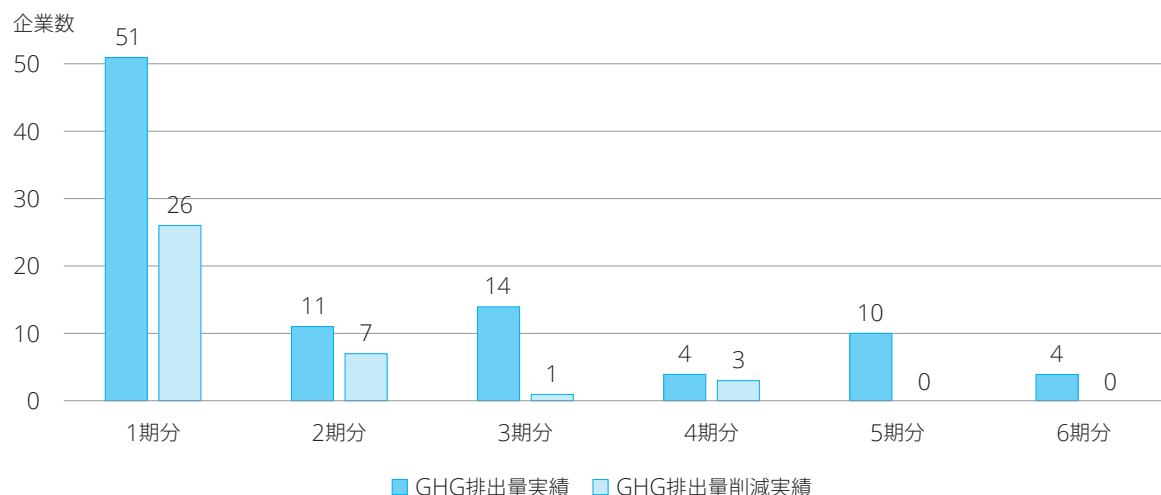
- 直近期の実績は、任意開示への参照としている。

③ 比較年度の実績の開示状況（実績値を何期分開示しているか）

2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業において、GHG排出の実績値が何期分開示されているか確認したところ、1期分のみを開示している企業が最も多かった（【図表12】参照）。任意開示では、当期を含めた過去5期分もしくは当期を含めた過去3期分を開示している企業が多いのに対し、有価証券報告書では過去の実績値は限定的な開示となっている。

¹⁶ 出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.238等。なお、概算値や前年度の情報を開示する場合、その旨を記載し、投資家に誤解を生じさせないようにすることに留意が必要であるとされている。

【図表12】 GHG排出の実績値を何期分開示しているか



集計にあたっては、GHG排出量の実績値とGHG排出量の削減実績値の両方を開示している場合、それぞれ1社として集計している。

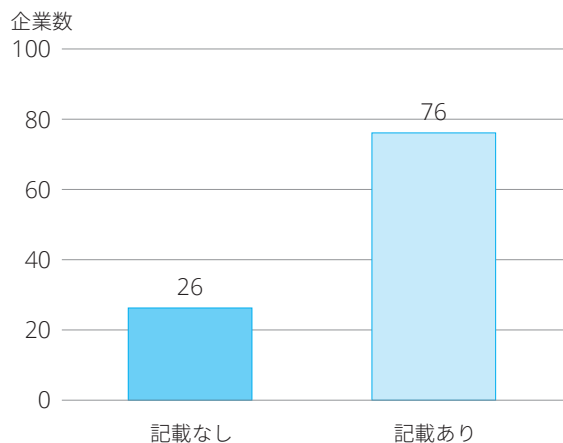
GHG排出の実績値開示は、気候変動に関連するリスク及び機会に対処するための企業の取組みやGHG排出の削減が中長期的な目標通り進捗しているか、長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる指標である。そのため、1期分のみ開示では、取組みの進捗状況が分かりづらく、比較年度の実績を含めた時系列での変化を開示することが有用である。また、目標と実績

に大きな乖離がある場合は、その理由を開示することが有用である。

④ 集計範囲（バウンダリー）

指標及び目標については、基本的には連結ベースの指標及び目標を開示する¹⁷ ¹⁸とされている。2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業において、GHG排出の実績値の開示を行っている企業102社（【図表7】参照）のうち、76社が、集計範囲（バウンダリー）の開示を行っている（【図表13】参照）。

【図表13】 集計範囲（バウンダリー）の開示状況



集計範囲（バウンダリー）の開示は、「当社及び連結子会社」「連結グループ」「当社グループ」「国内外グループ全社」「当社及び主要なグループ会社」「当社及び

連結子会社のうちCO₂排出量が多い会社」「当社及び基幹事業会社」「会社が定めた〇〇判定基準でグループ全事業所をA・B・Cの3区分に分類し、環境負荷が大き

¹⁷ 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）において「当連結会計年度末における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」と規定されている。

¹⁸ 連結グループにおける記載が困難である場合（例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属するすべての会社では行われてはいない等）には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループの主要な事業を営む会社単体（複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられるとされている。（出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.166、167）

い〇区分事業所及び〇〇事業を集計対象としている」など、企業によって書き方がばらついているため、集計範囲（バウンダリー）の把握が難しい状況であった。

このうち「当社グループ」や「当社及び連結子会社」などの開示内容から集計範囲（バウンダリー）を連結ベースと推測した企業が46社、連結グループのうち重要な子会社のみを含めて集計していると推測した企業が28社、「当社」「提出会社」などの開示内容から単体ベースと推測した企業が2社であった。ただし、連結ベースと推測した企業が、財務報告での連結会社と集計範囲が

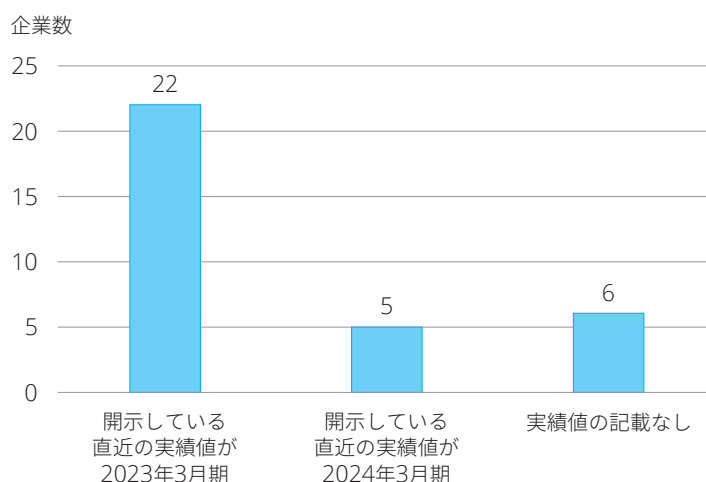
同じかどうかについては、ほとんどの企業で開示がないため判別が難しい状況であった。

また、集計範囲（バウンダリー）が連結ベースではない場合に、その理由を開示している企業は5社であった。

⑤ 任意開示の参照

2024年3月期の有価証券報告書におけるGHG排出の開示について、補完情報として任意開示の参照先を記載しているか確認したところ、分析対象企業の約四分の一である33社が参照先を開示していた（【図表14】参照）。

【図表14】 GHG排出について任意開示を参照している企業



有価証券報告書の記載内容を補完する詳細情報として任意開示を参照する場合、前年度の情報（長期時系列で示した比較年度の実績等）が記載された任意開示や将来公表予定の任意開示を参照することが考えられる。GHG排出の開示においては、有価証券報告書提出後に公表予定の任意開示を参照先としている企業が多く見られた。

将来公表予定の書類を参照する際には、投資家に理解しやすいよう公表時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれる¹⁹とされている。2024年3月期の有価証券報告書で、前期（2023年3月期）の実績値を開示している企業では、「2023年度（2024年3月期）の実績は、2024年〇月以降に当社ホームページ上で公表する「〇〇〇〇〇〇」をご参照ください。当該開示資料は以下のURLからご覧いただくことができます。」など、参照先の任意開示の公表時期を明記したうえで、参照先となる任意開示のウェブ上のアドレスを併せて開示する事例が多く見られた。また、2024年3月期の実績値を有価証券報告書で開示している企業でも、「実績値は速報値であり、確定値は〇月以降に公表予定の「〇〇〇〇〇〇」におけるGHG排出（実績）に

関する記載をご参照ください。」などとしている事例が多く見られた。

なお、投資家の投資判断上重要であると企業が判断した事項については、有価証券報告書に記載する必要があり、任意に公表した他の書類への参照は、あくまで補完情報との位置付けである²⁰ことに留意が必要である。令和5年度及び令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題として、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備があることが金融庁から指摘されている（令和5年度課題⑨、令和6年度課題⑩）。適切ではない事例として、開示府令で記載が求められている戦略や指標及び目標に該当する内容が有価証券報告書に記載されずに他の開示書類参照としていた事例が示されており、今後留意が必要と思われる。

⑥ 第三者による任意保証等の有無

GHG排出に関する情報の信頼性の担保のためには、第三者による保証もしくは検証を受けることが有効な手段と考えられる。本項では、2024年3月期の有価証券報告書でGHG排出の実績値を開示した企業が、第三者

¹⁹ 出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.242等

²⁰ 出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.254等

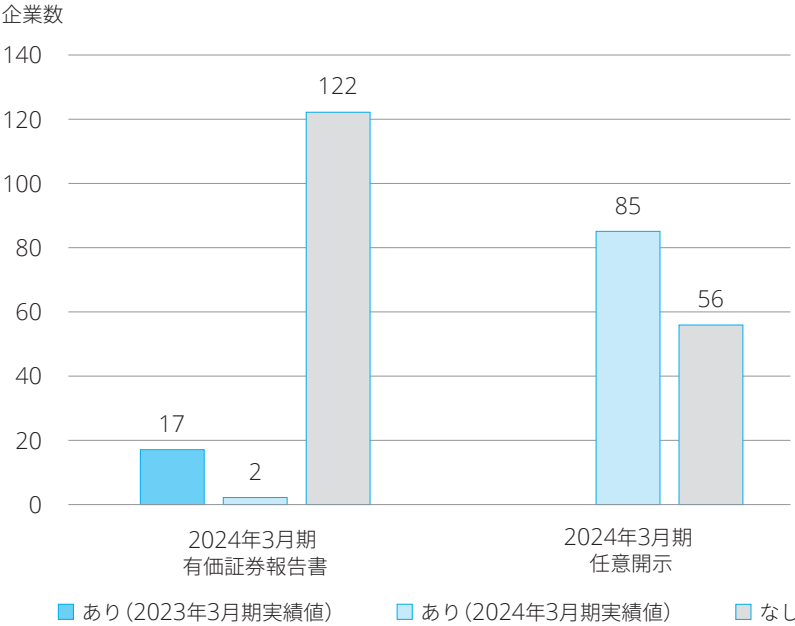
による保証等の有無について開示しているか分析した。

2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業において、任意で保証等を受けている旨を開示している企業は、19社あり、うち7社は、Scope1、2に加えてScope3についても第三者による保証等を受けていることが開示されていた。保証等の対象事業年度は前年の2023年3月期

の実績値が17社、直近の2024年3月期の実績値が2社であった（【図表15】参照）。

一方、2024年3月期の任意開示で、GHG排出の実績値等の一部について第三者による保証等を受けている旨を開示している企業は、85社であり（【図表15】参照）、対象となる年度はすべて2024年3月期であった。

【図表15】 有価証券報告書及び任意開示におけるGHG排出の実績値の保証等に関する記載



※ 任意開示については、2024年10月末時点で2024年3月期の任意開示が未公表の企業は「なし」に含めて集計している。

GHG排出の実績値の開示にあたり、有価証券報告書の提出日までに確定値の算定が難しい場合、前期の数値や概算値を開示することも認められている。この場合、実際の集計結果が概算値から大きく異なるなど、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられる、とされている²¹。

2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業においてGHG排出の実績値を開示している企業102社（【図表7】参照）のうち、有価証券報告書提出後に公表され

た任意開示のGHG排出の実績値が、有価証券報告書と異なる企業は9社あった（【図表16】参照）。これは、有価証券報告書では、概算値を公表し、その後第三者により保証等を受けた確定値を任意開示で公表していることによるものであり、有価証券報告書においてその旨を注記している企業も見られた。

このうち、有価証券報告書で開示しているGHG排出量の一部の指標が、任意開示の実績値と比較して±30%以上の差があった企業が2社あった。

【図表16】 有価証券報告書のGHG排出の実績値を任意開示で修正している企業

2024年3月期の有価証券報告書におけるGHG排出及び保証等の開示状況				
GHG排出の開示		保証等なし	保証等あり	合計
あり	2024年3月期の実績値を開示 (うち任意開示で修正あり)	43社 (8社)	2社 (1社)	45社 (9社)
	2023年3月期の実績値を開示 (うち任意開示で修正あり)	40社 (0社)	17社 (0社)	57社 (0社)
なし		39社	—	39社

※ () 内が、2024年3月期の有価証券報告書で開示しているGHG排出の実績値が、任意開示（2024年3月期の有価証券報告書の提出後に公表された任意開示）で開示している実績値と異なる（修正している）企業数

21 出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.238等

(3) 人的資本に関連する指標及び目標の開示

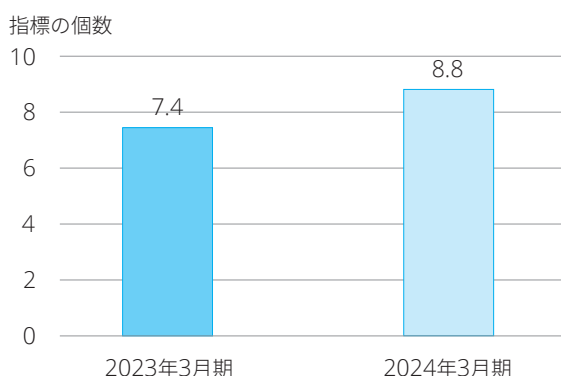
人的資本に関連する戦略並びに指標及び目標への記載は、すべての企業において開示が求められており²²、ほとんどの企業が指標として定量的情報を開示している（【図表19】参照）。本項では、2024年3月期と、2023年3月期の有価証券報告書を比較し、人的資本に関連する指標及び目標の開示がどのように拡充したかを定量的な観点から、①実績値の開示状況、②実績値の開示年度、③比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開

示しているか）、④集計範囲（バウンダリー）、⑤任意開示の参照、⑥第三者による任意保証等の有無、⑦人的資本に関する方針等の記載について分析した。

① 実績値の開示状況

2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業における人的資本に関連する指標の平均個数は、2023年3月期は7.4個、2024年3月期は8.8個であった（【図表17】参照）。

【図表17】 人的資本に関連する指標の平均開示個数



個社別の指標の変化を見ると、約半数の企業では、開示している指標に変更がなかった（【図表18】参照）。一方で、約4割の企業では、開示している指標が増加している。また、指標の数は同じだが、開示している指標を変更している企業も複数見られた。これには以下のような要因が考えられる。

- 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）や中期経営計画の見直しに伴い、具体的な取組みを見直したため、新たな指標を追加している。
- 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）や戦略には大きな変更がないが、具体的な施策の進捗に伴い、より具体的に細分化した指標を追加、あるいは施策の見直しにより新たな指標を追加している。

【図表18】 2024年3月期の有価証券報告書における人的資本に関連する指標の増減（2023年3月期比）

開示している指標の増減	企業数	割合
変更なし	73社	51.8%
増加	55社	39.0%
減少	8社	5.7%
±ゼロ（指標の数は同じだが内容は異なる）	4社	2.8%
定量的情報の開示なし	1社	0.7%

追加された新たな指標としては、人材育成に関する指標（DXに係る指標や施策に基づく企業独自の指数）の追加や、有価証券報告書の第1【企業の概況】の5【従業員の状況】で開示が求められている女性管理職比率や男性の育児休業取得率について、より詳細な情報を有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】で開示している企業が多く見られた。

② 実績値の開示年度

人的資本に関連する指標について、有価証券報告書の提出までに実績値の集計が間に合わないような場合は、概算値や前年度の情報を記載することも可能とされている²³。

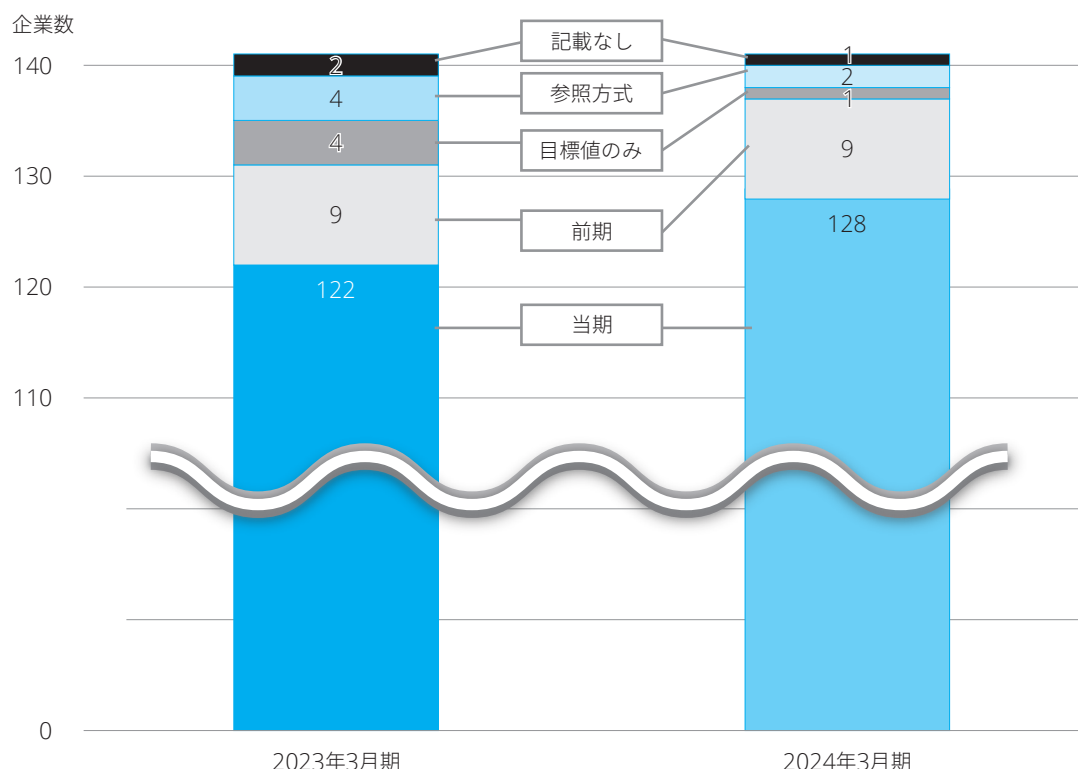
分析対象企業のうち、有価証券報告書の開示年度と同じ年度の実績値を開示している企業は、2023年3月期で122社、2024年3月期で128社と、直近期の実績値を開示する企業が増えている（【図表19】参照）。

2023年3月期の有価証券報告書で実績値を開示していない企業（任意開示を参照していた企業や目標値のみ開示していた企業を含む）10社については、2024年3月期の有価証券報告書では6社が実績値を開示（2024年3月期の実績値5社、2023年3月期の実績値1社）しており、実績値の開示企業が増えている。

²² 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）c

²³ 出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.238等

【図表19】 有価証券報告書において開示している実績値の対象年度



なお、集計にあたっては、開示している人的資本関連の実績値が指標により異なる年度となっている場合、2024年3月期の開示が含まれている場合には、2024年3月期の開示として集計している。

人的資本に関連する指標とGHG排出に関する指標では、2024年3月期の有価証券報告書における実績値の開示年度に大きな違いが見られた。人的資本関連の指標では、2024年3月期の有価証券報告書で実績値を開示している企業のうち、約9割が直近期（2024年3月期）の最新の実績値を開示している（【図表19】参照）のに対して、GHG排出では直近期の最新の実績値を開示している企業は約4割であり（【図表11】参照）、1年遅れた前年度の実績値を開示している企業のほうが多かった。

③ 比較年度の実績の開示状況（実績値を何期分開示しているか）

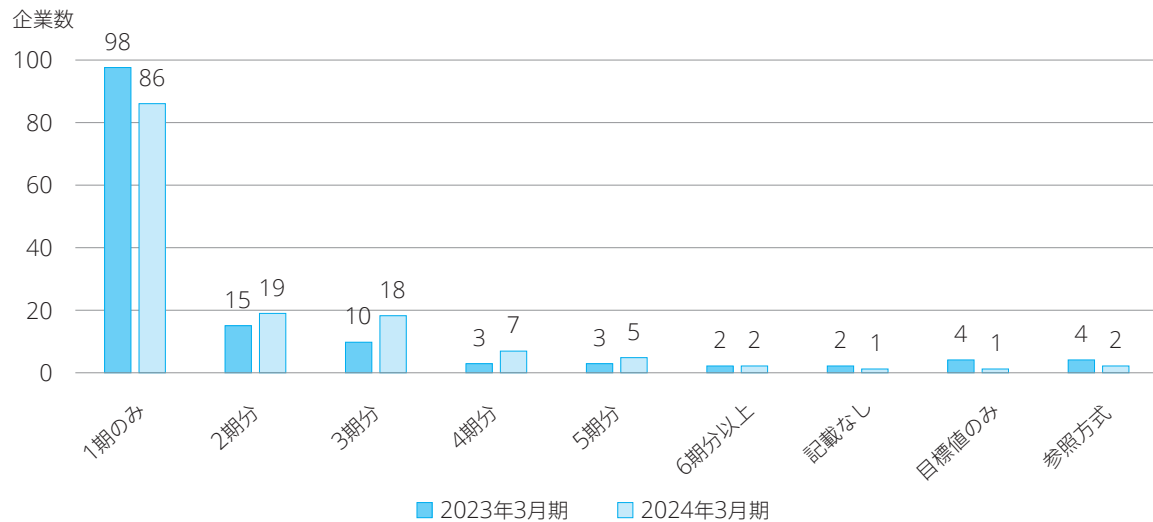
人的資本関連の指標の実績値が2023年3月期及び

2024年3月期の有価証券報告書において何期分開示されているか確認したところ、両年度ともに1期分のみを開示している企業が最も多かった（【図表20】参照）。

人的資本に係る戦略は、中長期にわたる取組みが多いと考えられるため、1期分のみ開示では、取組みの進捗状況が分かりづらく、比較年度の実績を含めた長期時系列での変化を開示することが有用である。この点、2023年3月期は開示府令改正初年度であったため、実績値を開示している企業の約四分の三の98社が1期分のみ開示であった。開示府令改正2年目の2024年3月期では、実績値を開示している企業のうち、1期分のみ開示が約6割の86社、2期分もしくは3期分を開示している企業がそれぞれ約1割（19社及び18社）であり、複数年度の実績値を開示する企業が増加している。

また、個社別に見ても、実績値の開示対象期間が増えている企業は32社、減っている企業は2社と、複数年度の実績値を開示する企業は増加している。

【図表20】 人的資本の指標に関する実績値を何期分開示しているか



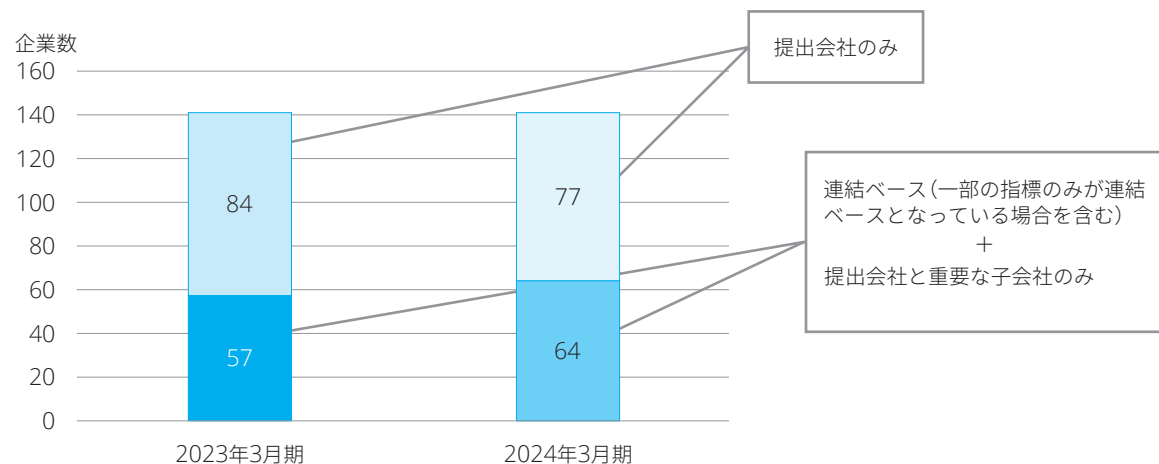
④ 集計範囲（バウンダリー）

指標及び目標については、基本的には連結ベースの指標及び目標を開示するとされている²⁴ ²⁵。

人的資本に関連する指標について、有価証券報告書の分析対象企業のうち、集計範囲（バウンダリー）を連結ベース（一部の指標のみ連結ベースを含む）、もしくは提出会社と重要な子会社を集計した指標を開示している

企業は、2023年3月期で57社、2024年3月期は64社と増加している（【図表21】参照）。内訳別に見ると、一部の指標のみ連結ベースで開示している企業や提出会社と重要な子会社を集計した指標を開示している企業の割合が高く、人的資本関連の指標のすべてを連結ベースで開示している企業は少数であった。

【図表21】 人的資本に関連する集計範囲（バウンダリー）の開示



人的資本に関連する指標を連結ベースで開示していない企業のうち、理由を開示している企業は、2023年3月期は22社、2024年3月期は36社と増加していた。連結ベースで開示していない理由として、以下のような理由を開示している企業が複数見られた。

■ 指標については必ずしもすべての連結子会社で開示する指標のデータ管理が行われていないため、当社グループとしての記載が困難であります。このため、指標に関する目標及び実績は、当社及び当社グループにおける主要な事業を営む連結子会社のもの

²⁴ 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）において「当連結会計年度末における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」と規定されている。

²⁵ 連結グループにおける記載が困難である場合（例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属するすべての会社では行われてはいない等）には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループの主要な事業を営む会社単体（複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられるとされている。（出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.166、167）

を記載しています。

- 新人事制度の展開は、202X年度にかけてグループ全体に展開する予定であり、下記の実績は、当社単体での値となります。

令和5年度及び令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題として人的資本（人材の多様性を含む）に関する指標、目標及び実績が連結ベースの記載となっていない点が金融庁から指摘されている。適切ではないと考えられる事例として、連結会社を対象とした記載が求められている中、会社は連結グループにおける主要な事業を営む会社として、提出会社の指標及び目標のみを記載している。しかし、実際には、提出会社以外にも重要性のある主要な事業を営む連結子会社が複数存在しており、これらの会社について開示対象としていない理由等の記載もしていない事例が示されている（令和5年度課題⑦、令和6年度課題⑧）。連結ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、その理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられるが、2024年3月期の分析対象企業で人的資本に関連する指標を連結ベースで開示していない企業のうち理由を開示している企業は半数弱の36社であり、今後留意が必要と思われる。

⑤ 任意開示の参照

有価証券報告書の分析対象企業のうち、人的資本関連の指標について、実績値を開示していない企業は、2023年3月期は10社、2024年3月期は4社と少数であった。そのうち、任意開示を参照していた企業は、2023年3月期は4社、2024年3月期は2社であった（【図表19】参照）。

人的資本に関連する指標の開示の拡充

上記①から⑤の分析の通り、2024年3月期の有価証券報告書での人的資本に関連する開示は、2023年3月期と比べると開示が拡充している傾向にあることがうかがえる。

また、以下のような開示の変更を2024年3月期から行っている企業も複数あり、人的資本に対する具体的な企業の取組みと企業価値向上の関係が明確になるよう、各企業が自社の取組みを有価証券報告書において分かりやすく伝えようと工夫している状況がうかが

える。

2024年3月期での開示の変更例

- 識別した重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）と経営課題に対処するための企業の戦略、戦略実行のための施策、施策のKPIとなる指標との関係を一連の流れとして整理し、図表も用いて開示している。
- 人材に対する戦略の全体像を図で示したうえで、各指標及び目標について人材戦略のドライバーごとに開示している。
- セグメントごとに人材戦略について説明したうえで、設定している非財務KPIをそれぞれの戦略に紐付けて開示している。
- 人的資本に関連する指標を連結ベースで開示していないが、その理由を2024年3月期から開示している。
- 目標値だけでなく、実績値も2024年3月期から開示している。

⑥ 第三者による任意保証等の有無

分析対象企業のうち有価証券報告書において、人的資本に関連する指標の実績値につき第三者による保証等を受けている旨を開示している企業は、2023年3月期ではゼロ、2024年3月期は1社であった。

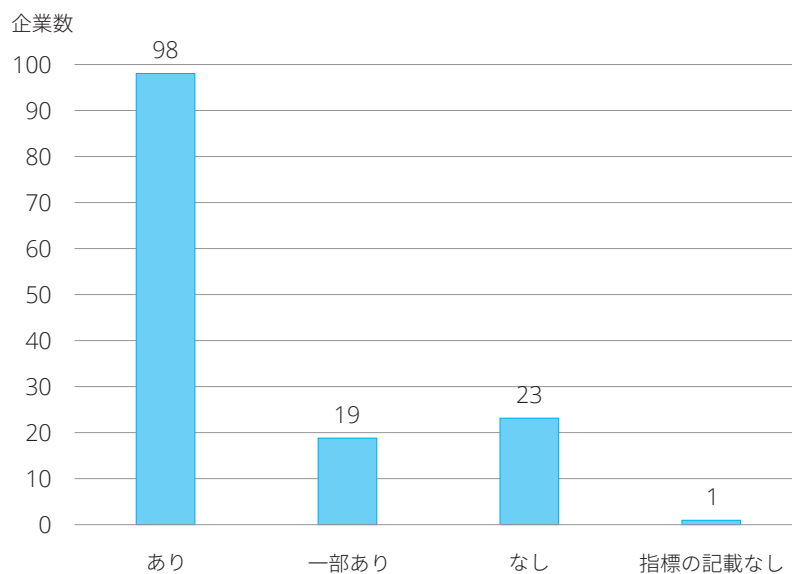
人的資本に関連する指標の実績値においても信頼性の担保のためには、第三者による保証等を受けることが有効な手段と考えられるが、任意開示で保証等を受けている旨を開示していても、有価証券報告書で保証等を受けている旨を開示している企業はほとんどない状況であった。

⑦ 人的資本に関する方針等の記載

開示府令では、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を記載すること並びに記載した方針に関する指標、目標及び実績を記載することが求められている。

2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業において、人的資本に関連する指標に対応する方針や戦略の開示の有無について確認したところ、約7割の企業において指標に対応する人材育成や社内環境整備に関する方針や戦略が開示されていた（【図表22】参照）。

【図表22】 人的資本の指標に対応する方針や戦略の開示



令和5年度及び令和6年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題として人的資本（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である点が金融庁から指摘されている（令和5年度課題⑥、令和6年度課題⑦）。2024年3月期の分析対象企業においても、指標の開示はあるがそれ

に対応する人材育成や社内環境整備に関する方針や戦略の開示がない企業が約2割（一部のみある企業も含めると約3割）あり、今後留意が必要と思われる。

以 上

ASBJ：企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の修正

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2025年4月23日に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）等の修正を公表した。

2025年2月5日に公表された「会社計算規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた意見への対応として、会社計算規則第2条第3項第57号に規定されている借手の定義について、リース会計基準の「借手」の定義に企業以外の者が含まれることの明確化が図られていることを契機としてリース会計基準における「借手」及

び「貸手」の定義を見直した結果、リース会計基準においても同様の対応を行うこととしたものその他字句修正とされている。

なお、本修正は、会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではないとされている。

詳細については、ASBJのウェブページ（[企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の修正について | 企業会計基準委員会](#)）を参照いただきたい。

以 上

ASBJ：企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等の公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2025年4月23日に、企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等を公表した。

2022年12月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、四半期開示の見直しとして、上場企業について金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金融商品取引法」という。）上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」すること及び開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出することが示され、2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）が成立し、金融商品取引法が改正されたことから、ASBJは2024年3月に企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第33号」という。）及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第32号」という。）また、以下、企業会計基準第33号と企業会計基準適用指針第32号を合わせて「企業会計基準第33号等」という。）を公表した。

企業会計基準第33号等の検討にあたり、上場会社及び財務諸表利用者から中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれていたことから、企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第82号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」の公表時に、今後の基準開発の方向性について意見募集が行われた。

寄せられた意見では、中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算ができるようにするという方向性については反対していないと考えられたため、2024年10月に開催された第535回企業会計基準委員会において、企業会計基準第33号等と企業

会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第12号」という。）及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第14号」という。）を統合した会計基準等を開発することを決定し、検討が重ねられてきた。

2025年4月17日開催の第545回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表を承認し、公表したものである。

- 企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第85号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
- 企業会計基準公開草案第84号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（案）」
- 企業会計基準公開草案第85号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（そのX）（案）」
- 企業会計基準公開草案第86号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（そのX）（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第86号（企業会計基準適用指針第6号の改正案）「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」

コメント募集期間は、2025年6月30日までとされている。

詳細については、ASBJのウェブページ（[企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等の公表 | 企業会計基準委員会](#)）を参照いただきたい。

以 上

会計基準等開発動向

2025年5月9日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■確定公表済

項目	内容	ステータス
企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の修正	会社計算規則第2条第3項第57号に規定されている借手の定義について、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）の「借手」の定義に企業以外の者が含まれることの明確化が図られていることを契機としてリース会計基準における「借手」及び「貸手」の定義を見直した結果、リース会計基準においても同様の対応を行うこととしたもの。なお、本修正は、会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではない。	2025年4月23日付で、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の修正が公表され、公表と同時に適用されている。

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
バーチャルPPAに係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、バーチャルPPA（Power Purchase Agreement）に関して、現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられる取引を前提に、需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて、検討が行われていた。	2025年3月11日付で、実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」が公表され、2025年5月30日まで意見募集が行われている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」を統合した会計基準の開発に向けて、検討が行われていた。	2025年4月23日付で、企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等が公表され、2025年6月30日まで意見募集が行われている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）については、減損に関する公開草案の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定とされている。	2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」のモデル（ECLモデル）を開発の基礎として検討が進められている。 現在、金融機関において適用されるIFRS第9号を出発点として適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発及び一般事業会社における取扱いに関する検討を継続しつつ、IFRS第9号及びIFRS第7号「金融商品：開示」の定め取入れ方並びに減損プロジェクトの範囲に含めた領域に関する金融商品の分類及び測定の定め等に関する検討が行われている。

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 (https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf) が公表された。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管)に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発を行う。	2024年12月より検討が開始されている。 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」の移管方針について検討され、公開草案の文案の検討が行われている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発を行う。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、検討する予定とされている。	今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「法人税等会計基準」という)において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、今後、検討する予定とされている。	今後、検討を開始する予定とされている。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、強制力がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、産業別ガイダンスが強制力を持つことになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
会計制度委員会研究報告「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」	現時点において我が国に補助金等に関する会計基準が存在しておらず、補助金等に係る会計処理及び開示について、様々な実務が行われていることが想定されることを踏まえて、2022年10月に補助金等検討専門委員会を設置し、補助金等に関する会計処理及び開示について研究を重ね、会計制度委員会研究報告「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることとしたもの。	2025年2月19日付で、会計制度委員会研究報告「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」（公開草案）が公表され、2025年4月19日まで意見募集が行われていた。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
該当なし		

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

新刊書籍のご案内

実務解説 新リース会計基準のすべて

有限責任監査法人トーマツ 編
神谷陽一、宗延智也 著
(株)中央経済社

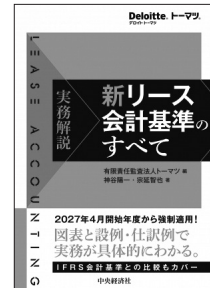
2024年9月、ASBJは企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を公表しました。本会計基準等は、原則として借手のすべてのリースについて資産・負債の計上を要求するものであり、2027年4月以後開始する事業年度の期首から強制適用されます。本書は、本会計基準等の適用における実務上の論点について、多くの図表、設例及び仕訳例を用いて解説するとともに、IFRS会計基準との比較についても網羅的に解説しています。

価格 5,060円(税込)

2025年4月17日刊

ISBNコード:

978-4-502-53791-2



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。

市販の書籍 <https://www.deloitte.com/jp/ja/our-thinking/publications.html>

会計情報

発行日 令和7年5月20日(毎月20日発行)
第586 6月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001